

基本目標 I 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

施策の方向1 男女共同参画意識を实践・行動に繋げるための教育・啓発の推進

重点 施策	施策		方向性	事業 番号	具体的な取組	事業概要	主管課	R4実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
	女性活躍 推進法	施策の 名称							
①男女共同参画の教育の推進			継続	1	小・中・高・大学生等への出前講座の実施	一人ひとりが男女共同参画意識を持って行動できるためには、基本的な人間性や社会性を身に付ける時期からの継続的な教育が重要であることから、小学生~大学生に対し男女共同参画について学ぶ機会として出前講座を実施する。	男女共同参画課	・デートDV防止出前講座 実施回数:11回 参加人数:1,709名	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・DV未然防止のためのデートDV出前講座については、教育委員会主催の養護教諭向け・人権主任者向け研修において、事業を周知したことにより、出前講座の実施につながり、若年層への意識啓発を図ることができた。 ・DVを未然に防止するためには、若年層からの意識啓発が効果的であることから、より多くの学校等で継続的に啓発機会を設けられるよう検討する必要がある。 【今後の取組方針】 ・デートDVなど若年層への意識啓発については、より多くの学校等で継続的に啓発機会を設けられるよう、デジタルを活用した啓発等の効果的な手法について教育委員会との意見交換を行い、実施に向け調整する。
			継続	2	本市職員への人権研修、ハラスメント防止研修の実施	市職員の人権及び男女共同参画意識の醸成を図るため、新採用職員や監督職等を対象とした人権研修、「ハラスメント防止ガイドライン」を踏まえたハラスメント防止研修を実施する。	人事課 男女共同参画課	・ハラスメント防止研修 対象:管理職、監督職 実施回数:2回 参加人数:70名	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・改正女性活躍推進法(令和2年6月施行)の内容を踏まえるとともに、ハラスメントに係る具体的な事例・判例をより多く盛り込み、指導とハラスメントの違いを学ぶことができるよう研修内容を一層効果的なものとしていく必要がある。 【今後の取組方針】 ・改善・工夫しながら継続実施予定
			継続	3	男女共同参画の視点を踏まえた保育研修会の実施	子どもの頃から男女共同参画意識を醸成するため、男女共同参画の視点を踏まえた保育がなされるよう、幼児教育に携わる保育士を対象に研修会を実施する。	男女共同参画課 保育課	・保育士研修 実施回数:1回	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・新任保育士研修において、ジェンダーや人権に配慮した保育がなされるよう啓発を行った。 【今後の取組方針】 ・男女共同参画の視点を踏まえた保育がなされるよう、継続的に研修を実施していく。
			継続	4	人権教育研修会の実施	本市立小・中学校の教育活動における人権教育の充実を図るため、各学校の人権教育主任等の教員が、本市や県が開催する人権教育研修会において、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動の在り方等について学ぶ研修会を実施する。	学校教育課	年2回の参集型研修会を予定していたが、感染症拡大防止のため、第1回目をオンライン開催として実施した。いずれも全小・中学校から94名が参加した。	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・教職員に対して新たな人権に関わる課題について研修する機会を設ける必要がある。 【今後の取組方針】 ・令和5年度は、特に児童の権利に関する条約、こども基本法などを取り上げ、ヤングケアラー、ネグレクト、LGBTQ、外国人児童生徒、いじめなど、子どもの人権について正しく理解し、適切に人権教育を推進することができるよう、研修会の内容を充実させ、教職員の資質向上に努める。
			継続	5	小学生への男女共同参画の啓発	基本的な人間性や社会性を身に付ける時期から、男女共同参画についての意識の醸成を図るため、子ども向けのパンフレットを活用した啓発を実施する。	男女共同参画課	・保育士研修 実施回数:1回	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・新任保育士研修において、ジェンダーや人権に配慮した保育がなされるよう啓発を行った。 【今後の取組方針】 ・男女共同参画の視点を踏まえた保育がなされるよう、継続的に研修を実施していく。
			継続	6	小・中学生へのキャリア教育の実施	児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てるため、家庭や学校など身近な人々の職業や生き方を理解させたり、地域で働く人の職場見学や体験等を実施したりする。その際、個性や能力、興味等を大切に考える考え方についても指導する。	学校教育課	・市内の施設、事業所、店舗等に受け入れ依頼をし、市立中学校2年生の生徒を対象とした社会体験学習(宮っ子チャレンジウィーク)を実施した。	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・社会体験学習(宮っ子チャレンジウィーク)では、新型コロナウイルス感染症による社会的状況を踏まえ、活動時間の短縮など工夫しての実施となったが、活動の中止、延期はなく、全中学校で実施することができた。実施後にを行ったアンケートでは、97.9%の生徒が、「充実した体験だった」と肯定的に回答するなど、事業の成果が見られた。 【今後の取組方針】 ・社会体験学習(宮っ子チャレンジウィーク)の実施に際し、事業所等の協力を得ながら活動の充実を図る。また、小中学校の学びをつなぐ「宮・未来キャリア・パスポート」の推進を図り、「宮・未来キャリア教育」を推進していく。さらに、将来への夢や目標をもち、職業への関心を高めることができるよう、小学生を対象とした「宮っ子『夢』教室」の企画を行う。
			新規	7	女子学生へのキャリア教育支援	女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、性別に偏りのない職業選択を支援するための講座を実施する。	男女共同参画課	・女子中高生の理系進路選択支援講座 実施回数:1回	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・帝京大学と連携し、女子中高生の理系進路選択支援のためのイベント「サイエンスキャンプ」を実施することで、性別に偏りのない職業選択の意識醸成を図ることができた。 【今後の取組方針】 ・引き続き、帝京大学と連携し、「サイエンスキャンプ」を実施することで、女子中高生の理系分野への興味・関心を高めるための意識醸成に取り組む。

重点 施策	施策		方向性	事業 番号	具体的な取組	事業概要	主管課	R4実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
	女性活 躍推進 法	施策の 名称							
②男女共同参画についての 広報・啓発活動			継続	8	市民への広報・啓発活動の実施	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画推進月間、DV根絶強化月間などの啓発強化期間を中心に、広報紙やパネル展等を行い、重点的・集中的に啓発活動を実施する。	男女共同参画課	・広報紙による情報発信 実施回数：4回(男女週間・男女月間、DV月間、人権週間)←内訳です。確認後削除してください。 ・啓発パネル展 実施回数：4回(男女週間・男女月間、DV月間、人権週間)←内訳です。確認後削除してください。	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・広報紙やFacebookなど、様々な手法を用い、啓発活動を行うことで、市民の男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図ることができた。 【今後の取組方針】 ・引き続き、啓発推進月間等を中心に、広報紙やパネル展示などを行い、重点的・集中的に啓発活動を実施していく。(や課題)】
			継続	9	市民への男女共同参画の啓発の実施	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画推進の拠点である男女共同参画推進センターの事業やセンターで活動する団体などについて、情報誌やフェイスブックを活用して、広く市民に周知する。	男女共同参画課	・男女共同参画情報誌「ぱーとなーしっぷ」の発行 実施回数：年1回 ・Facebookによる、事業周知 実施回数：随時	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・「知ってる!?アンコンシャス・バイアス “思い込み” に気づき、ひとり一人が活躍できる社会へ」をテーマにした情報誌を作成・配布したことにより、広く市民に対して啓発を図ることができた。 ・より一層女性の活躍を推進していくためには、第5次男女共同参画行動計画において、重点事業とした各活動の場に応じた固定的性別役割分担意識解消に向け、効果的な啓発に取り組む必要がある。 ・令和5年6月のG7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合開催を契機とし、機運を絶やすことなく、更なる意識醸成を図っていく必要がある。 【今後の取組方針】 ・地域や企業など各活動の場に応じた固定的性別役割分担意識やアンコンシャスバイアス解消などに向けた各種講座を実施していくとともに、引き続き市民や団体等と協働した啓発に取り組んでいく。 ・地域や企業、団体と連携し、10月に男女共同参画推進フォーラムを開催するほか、開催する各種講座に「G7大臣会合開催記念」の冠をつけるなど、注目度を高めながら、様々な媒体による情報発信を行い、年間を通じた意識啓発に取り組む。
			継続	10	男女共同参画ニュースの発行	市職員の男女共同参画意識を高めるため、また、審議会等への女性登用にに向けた理解促進や、市職員のワーク・ライフ・バランスへの取組促進などを図るため、庁内LANを利用して男女共同参画に関する情報を提供する。	男女共同参画課	・男女共同参画ニュースの発行 実施回数：年3回公開 ＜発行テーマ＞ ・男性もとりやすくなった育児・介護休業制度 ・男性も「育休」をとってワークライフバランスを推進しよう!	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・新たな男女共同参画に関する情報などについて、時宜をとらえた発信を行う必要がある。 【今後の取組方針】 ・市職員の意識啓発に必要な情報を提供できるよう、テーマ設定を行っていく。
			継続	11	男女共同参画表現ガイドラインの周知	刊行物等において男女共同参画の視点に配慮した文章やイラスト等の表現となるよう、具体的な表現事例を示した「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」などを市ホームページで周知・啓発を図るとともに、庁内ランで市職員にも周知・徹底する。	男女共同参画課	・ホームページでの周知 実施回数：1回 ＜実施内容＞ 男女共同参画ニュースの発行に合わせた全庁掲示板での周知：1回	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・継続的な周知を図る必要がある。 【今後の取組方針】 ・職員に対しては、人権研修の機会や全庁掲示板等を活用し「表現ガイドライン」の周知・啓発に取り組む。また、市民に対しては引き続きホームページで周知・啓発を図る。
			継続	12	活躍している女性の情報発信	女性が個性と能力を十分に発揮し、新しい発想や多様な能力を活かして、さまざまな分野へチャレンジする意欲の向上を図るため、身近なチャレンジ事例を広く紹介する。	男女共同参画課	・男女共同参画情報誌「ぱーとなーしっぷ」による啓発 実施回数：1回 ・Facebookによる、事業実施に合わせた紹介 実施回数：随時	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・ロールモデルとなるような活躍する女性を、情報誌に掲載するとともに、Facebookを用いて情報発信することにより、多くの女性に様々な分野へのチャレンジを促すことができた。 【今後の取組】 ・引き続き、情報誌やFacebookを効果的に活用し、様々な分野で活躍する女性を紹介することで、新たなことへチャレンジする意欲を向上させるとともに、女性の更なる参画拡大を図っていく。
			継続	13	親学と子どもの情報誌「こどもるっくる」の充実	子どもの健やかな成長のために、保護者に知っておいてほしいことや、学んでほしいこと、親学に関する事業等を伝えるとともに、子どもたちの体験活動を推進するために、土日や長期休業中に、子どもが参加できる各種講座・イベント、ボランティア活動等に関する情報を提供する。	生涯学習課	・情報誌「こどもるっくる」の発行 発行部数：年2回発行 各64,500部 配付先：市内の保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育所、小中学校、公共施設等 ＜発行テーマ＞ 第22号(令和4年7月号) 「親子で実践!『家庭での食育』」 第23号(令和5年3月号) 「子どもの気持ちが知りたいな」	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・前期号は「親子で実践!『家庭での食育』」をテーマに共食の大切さとその実践について、後期号は「子どもの気持ちが知りたいな」をテーマに親として心がけたいことや大切にしたいことについての記事を掲載するとともに、各号の発行時期に合わせて子どもが参加できる各種講座やイベントに関する情報等を掲載したことにより、子どもの健やかな成長のために保護者に知っておいてほしいことや、学んでほしいことを情報提供できた。 【今後の取組方針】 ・子どもの健やかな成長を図るため、引き続き、親学に関する記事や子どもの体験と学びに関する情報等を掲載した情報誌を発行する。

施策の方向2 男性を中心とした意識変革による固定的性別役割分担や慣行の見直し

重点 施策	施策		方向性	事業 番号	具体的な取組	事業概要	主管課	R4実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
	女性活躍 推進法	施策の名称							
●	★	③男性自身の意識の変革による家庭参画の促進	拡充	14	男性の家庭参画促進講座等の実施	男性の家庭参画を促進するため、幼い子を持つ父親のみならず、将来、父親となる独身男性も対象に加え、講座等の実施や広報・啓発活動を行う。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者表彰受賞事業者【7社】 ・WLB実践ガイドブック周知【約7,800社】 ・男性育休取得促進に係る企業経営者向けセミナー開催【1回 39社43人】 ・男性育休取得促進に係る男性従業員向け啓発講座【3回 延べ32人】 ・リーフレット作成・配布【7,500枚】 ・市民向け講座開催【3回、参加者数94人】 	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対しては、性別に関わらず個性と能力を発揮できる働きやすい職場づくりを促進するため、商工会議所など経済団体と連携し、「WLB実践企業向けガイドブック」のメールマガジンによる発信や、男性の育休取得促進に向けた、企業経営者及び男性従業員向けに啓発セミナー等の開催やリーフレットの作成・配布、また、優れた取組を行う事業者を表彰する「きらり大賞」の実施に取り組んだ。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の具体的な取組につなげるため、好事例を盛り込んだリーフレットの作成・配布やセミナー開催に取り組むほか、取組を行った事業者を「きらり大賞」につなげるなど事業間の連携を図る。また、市民に対しては、WLBの実践に向け、引き続き、各種講座の実施に取り組む。
			継続	15	ママパパ学級の実施	安心して妊娠期を過ごし、安全な出産を迎え、夫婦や家族が協力して子育てできるよう、妊婦とその夫を対象に、保健師・助産師などが講師となって、妊娠・出産・育児についての講話や実習を実施する。	子ども支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・ママパパ学級 参加者数:1,550名 	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夫婦で協力した子育て支援の実施 ・母子健康手帳交付時に参加を促し、参加者のほとんどが夫婦で参加するなど、夫婦で協力した子育て支援が図られた。 ・効果的なプログラムとなるよう、受講者ニーズの一層の把握に努める必要がある。 ・また、新型コロナウイルス感染予防の観点から、受講をためらう夫婦などに対しては、市ホームページに公的機関の動画の掲載について案内した。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ママパパ学級の充実 ・今後は、夫婦共同による育児を推進するため、夫婦での子育てや家族の健康づくりを実践できるよう妊娠中から産後の対応の変化や、子どもを迎える準備、育児の心構えなどの知識・技術の理解促進を図るとともに、受講者アンケート等を活用しながら実施内容の検討を行っていく。
			継続	16	家族経営協定締結促進事業	農業における労働・生活環境の改善と女性の社会的地位の向上を目指し、家族経営協定の推進会議、各戸訪問等を関係機関との連携により実施し、家族経営協定の締結の浸透を図る。	農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定締結促進事業 各戸訪問件数:56戸 協定締結件数(新規・見直し):11件 ※新規累積件数:420件 	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各推進機関が広報活動による制度周知や対象農家への戸別訪問など積極的な働きかけを行い、締結目標数を達成している。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度のリーフレットを活用しながら周知に努め、各推進機関との連携により対象農家への働きかけを強化する。
		④男性シニア層を中心とした固定的性別役割分担の解消	継続	17	男性シニア層を中心とした男女共同参画推進講座の実施	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画をテーマに講演や講座を実施する。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画情報誌「ぱーとなーしっぷ」の発行 実施回数:年1回 ・ジェンダーを考える講座 (中央図書館・放送大学共催) 実施回数:1回 参加人数:25名 	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ぱーとなーしっぷ」を男性シニアが多く利用する各生涯学習センターの開催講座において配布したほか、中央図書館及び放送大学と共催で講座を実施したことにより、男性シニアを含めた幅広い層へ意識啓発を行うことができた。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各生涯学習センター等と連携を図りながら、男性シニアをはじめとした幅広い層への意識啓発に有効な講座の開催や周知方法について検討し、取り組んでいく。

基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

施策の方向3 雇用の場における女性の活躍の推進

重点施策		施策		方向性	事業番号	具体的な取組	事業概要	主管課	R4実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
重点施策	女性活躍推進法	施策の名称								
★		⑤女性の活躍に向けた人材育成支援		継続	18	女性のためのキャリアアップ講座等の実施	男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画をテーマに講演や講座を実施する。	男女共同参画課	・ジェンダーを考える講座(中央図書館・放送大学共催) 実施回数:1回 参加人数:25名	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・子どもにまつわるジェンダーバイアスを考える講座を実施することにより、子育て世代の意識の根底にある固定的性別役割分担意識の解消を図り、女性のキャリア形成に向けた意識醸成に資することができた。 【今後の取組方針】 ・引き続き、固定的性別役割分担意識やアンコンシャスバイアス解消などに向けた各種講座を実施することで、女性のエンパワーメントを高める取組を推進していく。
				継続	19	中小企業の一般事業主行動計画策定支援	働きやすい職場環境とするため、職場環境改善や多様な働き方の実現に向けた取組や、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する中小企業に対しコンサルタント派遣等の支援を行う。	男女共同参画課	・一般事業主行動計画策定のための社会保険労務士出前相談 出前説明会実施回数:1回 出前相談実施回数:1回	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・事業者に対しては、女性活躍や職場環境の改善を促進するため、経済団体の会報誌や企業向けセミナーなどの場を活用し、社会保険労務士による出前説明会や出前相談の活用についての周知啓発に取り組んだ。 ・令和4年度からは従業員101人以上の事業者については一般事業主行動計画の策定が義務化されたことから、制度の周知に取り組むとともに、従業員100人以下の事業者については、社会保険労務士の派遣実績が少なかったことから、女性活躍や行動計画策定の必要性について社会保険労務士を活用しながら、理解促進を図る必要がある。 【今後の取組方針】 ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務となっている従業員100人以下の企業に対する社会保険労務士の派遣による行動計画策定支援を行うことにより、男女がともに働きやすい職場環境づくりに向けた企業の更なる取組促進を図る。
●	★	⑥仕事と子育てや介護等との両立支援		継続	20	一時預かり事業の実施	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児の保育を行うことにより児童の福祉の増進を図る。	保育課	実施施設数 ・一般型 公立2園, 民間35園 ・幼稚園型 民間26園	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・各施設の児童の受入や事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、保護者が安心して一時預かり事業を利用できる環境整備に繋がった。 ・今後も各施設の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 【今後の取組方針】 ・保育サービスを必要とする全ての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう、引き続きニーズに対応した保育サービスの充実を図っていく。
				継続	21	教育・保育施設・地域型保育事業による供給体制の確保	教育・保育を必要とするすべての子どもに適切な教育・保育サービスを提供し、待機児解消を図るため、認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業などの事業による供給体制の確保を図る。	保育課	①利用定員弾力化の有効活用→605人/167施設 ②新設保育所等整備→9園(受入枠:2号126人, 3号198人確保) ③送迎保育ステーション未来の利用者数5人 ④とちぎ保育士・保育所支援センターを活用した市内就労の保育士数32人(うち市内在住23人) ⑤保育士宿舍借上げ支援事業補助金 3法人4施設が利用 ⑥派遣保育士活用事業費補助金 5法人が利用(延べ48人の受入枠増) ・教育・保育施設・地域型保育事業 入所児童数:11,871人(令和4年10月1日時点)	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「支援事業計画」という。)に基づき、引き続き、既存施設における利用定員の弾力化の積極的な活用を図るとともに、保育所等の新設整備や、局所的な保育ニーズに対応する送迎保育事業に取り組み、市内の保育需要に対して必要な供給量を確保した。 ・併せて、保育士確保のための事業推進や、事業者に対して助成事業の積極的な利用の働きかけを行い、保育の担い手である保育士の確保に努めたことにより、本市で初めて「年間を通じた待機児童ゼロ実現」を達成した。 ・また、少子化の急激な進行や、共働き世帯の増加等による保育ニーズの高まりなど、社会情勢の変化を踏まえ、安心して子どもを生み育てられる環境の一層の充実・強化を図るため、支援事業計画の中間見直しを実施し、保育の需給計画等の更新を行った。 【今後の取組方針】 ・年間を通じた待機児童ゼロ実現を継続的に達成していくため、引き続き、利用定員弾力化の積極的な活用や送迎保育事業の推進、保育士確保のための各種施策を実施していく。 ・また、これまでの施設整備計画の着実な実現により、本市における保育所等は充足したことから、今後は、子どもの発達状況や保育所の利用有無などの世帯状況に関わらず、全ての子育て世帯が質の高い保育サービスを受けられる体制の更なる充実・強化を図るため、発達支援児保育研修補助金の創設や公開保育の積極的な推進を図るほか、国のモデル事業による保育所の空き定員等を活用した未就園児支援事業に取り組んでいく。
				継続	22	延長保育事業の実施	保護者の就労形態の多様化や通勤時間等に伴う保育需要に対応するために、通常の利用時間以外の時間において保育所等で保育を実施することで、児童の福祉の増進を図る。	保育課	実施施設数 ・公立10園 ・民間116園(補助金交付園)	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・各施設の児童の受入や事業実施などの状況に応じて、適切に補助を実施することにより、保護者が安心して延長保育事業を利用できる環境整備に繋がった。 ・今後も各施設の状況に応じて、適切に補助を実施していく必要がある。 【今後の取組方針】 ・保育サービスを必要とする全ての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう、引き続きニーズに対応した保育サービスの充実を図っていく。
				継続	23	病児保育事業の実施	病気及び病気の回復期にあたる集団保育の困難な児童を一時的に施設において保育を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図る。	保育課	実施施設数 6園 うち送迎対応施設数 4園	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、コロナ禍前よりも大幅な利用者減となっており、送迎対応についても利用がなかった。 ・今後も保育サービスを必要とする子育て世帯が必要な時に利用できるよう、保育サービスの充実を図っていく必要がある。 【今後の取組方針】 ・今後も保育サービスを必要とする全ての子育て世帯が、利用したい時に利用できるよう、引き続きニーズに対応した保育サービスの充実を図っていく。
継続	24	発達支援児保育の推進	保護者の就労や疾病等により保育を必要とする心身に障がいや有する児童を、認定こども園や保育所等において、教育・保育を提供できる体制をつくる。	保育課	実施園 61園 受入児童 233人(R5.3月末時点)	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・各施設の児童の受入や職員配置、事業実施などの状況に応じて、「発達支援児保育事業補助金」の活用により、新たな施設での受け入れが進み、児童の発達状況に応じたきめ細かな保育環境整備の支援に繋がった。 【今後の取組方針】 ・今後とも、発達支援児の健全な発達を促すため、教育・保育施設等でのさらなる受入れを促進し、保育サービスを必要とする子育て世帯が安心して利用できるよう、支援の充実に取り組んでいく。 ・また、各施設において発達支援児保育の質の向上に取り組んでいけるよう、研修の実施に対する支援の充実に取り組んでいく。				

重点 施策	施策		方向性	事業 番号	具体的な取組	事業概要	主管課	R4実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
	女性活 躍推進 法	施策の 名称							
● ★	⑥仕事と子育てや介護等との両立支援		継続	25	ファミリーサポートセンター事業の実施	一時的又は臨時的に子どもを預けることで、仕事その他の活動と育児を両立できる環境整備や、児童の福祉の向上を図るため、協力会員(育児の援助を行うことを希望する者)と依頼会員(育児の援助を受けることを希望する者)が相互に援助しあう、地域に根ざした子育て活動を支援する。	子ども政策課	・ファミリーサポートセンター事業 会員数:2,733人 依頼会員:2,005人 協力会員:522人 両方会員:206人 活動件数:14,706件	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・事業開始以来最多となる14,706回(R3:14,623回)の援助活動が実施されるなど、地域における子育て家庭の支援を推進することができた。 ・子どもたちの健やかな育ちを地域全体で支えることが出来るよう、依頼会員のニーズの多様化に合わせた、きめ細かな対応を図っていく必要がある。 ・協力会員の高齢化が進む中、車を利用した送迎の支援が年々増加しており、送迎ニーズへの対応を強化していく必要がある。 【今後の取組方針】 ・事業開始時と比較し、子育て家庭のニーズの多様化や取り巻く社会環境が変化していることから、より現状に即した相互支援が実施できるよう、協力会員の確保と併せて、会員の要望を踏まえながら、より利用しやすい運用のあり方について検討していく。 ・子ども一人でも習い事などの際に移動することができるよう、タクシー事業者の子育てタクシー導入に向けた取組を推進していく。
			継続	26	宮っ子ステーション事業の充実	放課後等における児童の健全育成を図るため、留守家庭児童の生活の場である「子どもの家等事業」と体験や交流活動などを行う「放課後子ども教室事業」を一体的に実施し、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを行う。	生涯学習課	・宮っ子ステーション事業 子どもの家の数:67施設(市内67小学校) 放課後子ども教室実施校:54小学校	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・放課後子ども教室については、令和4年度は、地域と連携のもと新たに1校での放課後子ども教室の立ち上げを行うとともに、既に実施している学校においても、様々な放課後活動を通して児童の自主性や社会性の向上を図るなど、安定的・継続的な運営ができるよう支援を行った。 ・子どもの家については、適正な管理・運営ができるよう、定期及び随時の訪問調査や事業者からの報告等により、適宜運営状況を把握することで、必要な支援・指導を実施した。 【今後の取組方針】 ・今後も継続して、未実施校区における地域の各種団体に対して、積極的に新規立ち上げへの働きかけを行うとともに、実施校区に対しては、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりの充実に向け、学習支援やスポーツ・文化活動、交流活動への支援を行っていく。 ・子どもの家については、今後も、全ての子どもの家について、持続的で安定した運営ができるよう、定期及び随時の訪問調査やモニタリングの実施等により運営状況を把握するなど、必要な支援・指導を実施し、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを行う。
			拡充	27	仕事と育児・介護等の両立に向けた意識啓発講座等の実施	仕事と生活が充実し好循環を生み出す環境づくりに向けて、「仕事と育児・介護等の両立」をテーマに、介護離職を予防するため、介護保険制度の周知等の講座等を実施する。	男女共同参画課	・仕事と子育て家庭のオンラインインターンシップ事業【インターンシップ参加者:3社、学生50人】(その他キャリア形成講座や経営者等との交流会を開催)	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・学生等に対しては、「仕事と子育て家庭のオンラインインターンシップ事業」を実施し結婚・出産後も就業を継続する意識の醸成を図った。 【今後の取組方針】 ・「オンラインインターンシップ事業」については、授業に組み込んでもらうなどと大学との連携に取り組み、直接参加できない学生にも参加が得られるようオンデマンド配信を行う。また、より多くの首都圏在住の大学生等にも事業に参加してもらえるよう、県内出身者が登録するジモトチャリンなどの情報発信サイトなどを活用した周知に取り組む。
			継続	28	結婚活動支援事業の実施	結婚を希望する独身男女が幸せな家庭を築きながら、仕事も責任も分かち合い、共生できる社会を実現するため、結婚観の意識の醸成や結婚の希望を叶える支援等を行う。	人口対策・移住定住推進室	・セミナー・交流会の開催 実施回数 5回 参加者 計155人(男性92人、女性63人)	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・結婚活動に役立つセミナー等の実施により参加者同士の交流を図り、結婚を希望する男女の活動を支援した。 ・参加者からはカップル成立を目指すマッチングの実施を求める声があるほか、20代の参加者が少なく、女性の応募者数が男性の応募者数を大きく下回っている状況にあることから、事業内容の充実を図るとともに、若い世代や女性の参加を促す効果的な周知を行う必要がある。
			継続	29	介護保険事業の着実な実施	高齢者等が、住み慣れた地域で、いつまでも安心して自立した生活が送れるよう介護保険事業を着実に実施するとともに、制度の利用方法やサービス内容について情報提供を行う。	高齢福祉課	・「介護保険の手引き」の発行 (配布先:各地区市民センター・出張所、地域包括支援センター、高齢福祉課窓口等) 作成部数:13,000部	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・各配布施設において介護保険の手引きを配布するほか、実際に介護保険の利用が必要な方には、申請方法や利用できるサービス等について情報提供を行うことができた。 【今後の取組方針】 ・介護サービスを必要とする高齢者やその家族等が、申請手続きや利用できるサービス、サービス提供事業者等への理解を深め、円滑にサービスを利用できるよう、「介護保険の手引き」を作成し、窓口等で配布するほか、これらを活用して出前講座を実施するなど、介護保険制度の周知啓発に取り組む。
			継続	30	家族介護教室の実施	要介護高齢者の状態の維持・改善を図り、介護者が安心して介護が続けられるよう、適切な介護知識・技術習得のための講話及び講習や、介護に関する相談窓口の紹介、介護者同士の情報交換等を行う。	高齢福祉課	・家族介護教室の実施 実施会場:41会場 実施回数:53回 参加人数:692人	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・前年度に比べると、実施率や参加者は増加しており、参加者アンケートからも、「期待した内容が確認できてよかった」、「満足した」、「また参加したい」といった意見が多数あり、適切な介護知識・技術の習得につながった。 【今後の取組方針】 ・地域の関係機関と更なる連携を図り、対象者を教室参加につなげる。 ・介護者のニーズの把握に努め、介護者の介護技術が向上し、要介護高齢者の状態の維持・改善が図られるよう内容を検討していく。 ・介護者の介護負担の軽減や、虐待防止につながる教室開催とする。

重点 施策	施策		方向性	事業 番号	具体的な取組	事業概要	主管課	R4実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
	女性活 躍推進 法	施策の名称							
● ★	⑦働きやすい 職場環境整備 に向けた支援		継続	31	男女共同参画推進 事業者表彰(きらり 大賞)の実施	男女がともに参画できる社会づくりの促進を図 るため、性別にかかわらず個性と能力を発揮で きる働きやすい職場づくりに積極的に取り組ん でいる事業者を称え表彰する。	男女共同参画課	・男女共同参画推進事業者表彰 受賞企業者:7事業者 累計受賞企業者数:52事業者	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・企業における働きやすい職場づくりを促進するため、「きらり大賞」について、例年より多い7企業を対象に表彰し、 市ホームページや企業向け「ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブック」を活用し、他企業の取組につながるよう情報 発信に取り組んだ。 【今後の取組方針】 ・経済団体や工業団地管理組合と連携しながら、より多くの働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業の掘り 起こしに取り組む。また、受賞した企業の取組を他の企業に波及させるため、これまでの周知に加え、「教えてミヤ リ」など新たなSNSのツールも活用した情報発信に取り組む。
			新規	32	事業所における従 業員の健康づくりの 促進	事業主や健康管理担当者を対象とした講演会 や研修会による啓発により、働く世代の健康づく りに対する意識を高めるとともに、従業員等を対 象とした健康に関する講座の開催や健康情報 の提供などを実施する。	健康増進課	・働く人の健康づくり講演会の開催 テーマ:とちぎで働くみんなの健康づくり～ ポストコロナ時代に改めて意識すべきこと～ 実施方法:対面の講演会と動画配信のハイ ブリット形式 参加者数:32名 視聴回数:92回 ・事業所への出前講座の実施 実施回数:15回 利用団体:延15社 参加者数:403名 ・職場に対する健康情報の提供 配布先:工業団地内に立地する事業所 配布事業所数:延1,152社 ・職場における健康づくり応援サイトの運営 事業主や健康管理担当者が主体的に健康 づくりに取り組めるよう、健康情報を集約した サイトを本市ホームページで公開。 ・健康づくり事業者表彰事業者数:25社	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・栄養士や保健師などの専門職を事業所に派遣する出前講座や健康づくり講演会を実施し、出前講座については 令和3年度を上回る実績となるなど、職場における健康づくりの推進に寄与した。今後も主体的に健康づくりに取り 組む事業所の拡大を図る必要がある。 ・「職場における健康づくり応援サイト」による情報発信や健康づくり事業者表彰受賞者の取組内容を広く市民に周 知するなど、事業所における主体的な取組を支援した。 【今後の取組方針】 ・職場における健康づくり活動の充実や主体的に健康づくりに取り組む事業所の拡大を図るため、受講しやすいオン ラインや対面方式など参加者のニーズに対応した出前講座や講演会の開催、応援サイト等を活用した情報提供 を行う。 ・健康づくり事業者表彰については、幅広い業種から応募されるよう、新たなインセンティブについて検討するととも に、市ホームページや広報紙等で本制度及び表彰事業者の取組事例を周知し、働く世代を中心に社会全体の健康 づくりの意識醸成を図っていく。
			継続	33	勤労者向けWLB啓 発セミナーの実施	勤労者自身が働き方を見直し、WLBを推進す るきっかけとなるよう、勤労者を対象とした啓発 セミナーを実施する。	男女共同参画課	・男性育休取得促進に係る企業経営者向け セミナー開催【1回 39社43人】 ・男性育休取得促進に係る男性従業員向け 啓発講座【3回 延べ32人】	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・男性の育休取得促進に向けた、企業経営者及び男性従業員向けに啓発セミナー等の開催やリーフレットの作成・ 配布に取り組んだ。 【今後の取組方針】 引き続き、男性の育休取得促進に向け、企業経営者や男性従業員向けの啓発セミナー等の開催やパンフレットの 作成・配布に取り組む。
			拡充	34	WLB実践ガイドブ ックの配布	市内各事業所におけるWLBの実現に向けた 雇用環境の整備やその取組を促すため、WLB の取組に加え、労働法や労働環境改善策に係 る知識の普及に繋がる有効な各種情報をまと めたガイドブックを事業所訪問等において配布す る。	男女共同参画課	・ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックの 配布(配信) 配布数:7,800社	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・例年より多い7企業が事業者表彰「きらり大賞」を受賞し、好事例の発信を行ったことや、企業向けガイドブック を、県や商工会議所のメールマガジン等で発信したことにより、働きやすい職場づくりの促進を図ることができた。 【今後の取組方針】 引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む事業者の裾野を広げ、多様な取組を促進するため、「みや シャイン女性活躍推進協議会」や関係課等と連携しながら、より一層効果的な啓発を行う。
			継続	35	労働環境啓発冊子 の作成・配布	雇用促進と労働環境の向上を図るため、雇 用・労働に関する各種制度や事業、勤労者のた めの福利厚生制度に関する冊子を作成・配布し 周知啓発を行う。	商工振興課	・特設サイト「雇用・労働応援サイト」の創設 ・市ホームページ等での周知	【昨年度の評価(成果や課題)】 これまで事業所向け啓発冊子「事業所便利帳」を毎年度作成し、市のホームページから周知・啓発してきたが、雇 用・労働に関する各種制度や関連情報を一括して即時に入手できるよう、令和5年4月に特設サイト「雇用・労働 応援サイト」を市のホームページ内に開設し、仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方を含む時勢を捉えた最新情 報が入手できるよう手法の見直しを図った。 今後は、より多くの市内事業者や勤労者等が必要とする情報が迅速に入手できるよう、応援サイトから発信する 情報の質と量を充実する必要がある。 【②今後の取組方針】効果的な情報発信】 より多くの事業者・勤労者等へ適切な情報を発信できるよう、新たな制度や関係機関等で実施される雇用支援・就 労支援対策等の動向なども注視しながら、特設サイトを活用した情報発信を積極的に行うことで、市内企業の雇用 確保・安定化を促進するとともに、雇用・労働条件等の周知啓発に取り組む。
			継続	36	「宇都宮まちづくり 貢献企業認証制度」 の認証	企業・市民・行政の協働によるまちづくりのた め、CSR(企業の社会的責任)活動に取り組む 企業を対象に、「宇都宮まちづくり貢献企業」(認 証内容の一つにWLBを設定)を認証する。	商工振興課	CSR認証企業【新規2社(更新3社)】	【昨年度の評価(成果や課題)】 CSR活動企業の社会的価値を高める「CSR認証制度」において、認証企業向けCSRセミナーや、新規2社、更新3 社に対し認証式を実施するとともに、「じぶん×未来フェア」における優先出展枠の提供など事業者の人材確保に 向けた支援策などを実施し、制度の周知・理解促進を図りながら企業のCSR活動の活性化を促すことにより、企業 と地域との協働のまちづくりを着実に推進することができた。認証企業への支援策については、建設業を中心にメ リットを受けやすい支援内容となっていることから、建設業以外の企業も魅力を感じられる支援策を検討する必要が ある。 【②今後の取組方針】継続したCSR活動に対する企業支援】 市民、企業に対するCSR活動の普及・啓発を図るためには、「CSR認証企業」の拡充を図ることが重要であること から、融資や入札加点以外にも事業者の人材確保に向けた支援策など、既存の認証企業及び新規申請企業がよ り一層魅力を感じられる恩恵を検討するほか、親和性の高いSDGsの考え方と本制度の紐づけなどを実施しなが ら、引き続き「CSR認証制度」を推進していく。

重点 施策	施策		方向性	事業 番号	具体的な取組	事業概要	主管課	R4実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
	女性活 躍推進 法	施策の 名称							
●	★	⑦働きやすい 職場環境整備 に向けた支援	継続	37	中小企業の一般事業主行動計画策定支援	働きやすい職場環境とするため、職場環境改善や多様な働き方の実現に向けた取組や、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する中小企業に対し、コンサルタント派遣等の支援を行う。	男女共同参画課	再掲(No.19)	【昨年度の評価(成果や課題)】 再掲(No.19)
			新規	38	多様で柔軟な働き方の推進	勤労者個々人の事情や仕事の内容に応じて、テレワークなど、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、企業に対し、好事例の紹介などを通じた啓発、働きかけを行う。	男女共同参画課 商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・男性育休取得促進に係る企業経営者向けセミナー開催【1回 39社43人】 ・男性育休取得促進に係る男性従業員向け啓発講座【3回 延べ32人】 ・実施回数【1回】 ・参加企業数【3社】 ・参加者数【3名】 ※オンライン開催 	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・男性の育休取得促進に向けた、企業経営者及び男性従業員向けに啓発セミナー等の開催やリーフレットの作成・配布に取り組んだ。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、実施回数は1回のみとなったが、企業の関心の高いテーマとなる「リスクキリング」等について、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」の教育訓練プログラムの活用に関する事業所向けセミナーを実施し、事業所の人材育成を促すことができた。引き続き、より多くの参加者を確保するとともに、より効果的なテーマの選定や実施方法の検討することで、市内企業の人材確保・定着を促進する必要がある。 【②今後の取組】 ・引き続き、企業の具体的な取組につなげるため、好事例を盛り込んだパンフレットの作成・配布やセミナー等の開催に取り組む。 ・事業所向けセミナーの実施に当たっては、企業ニーズに応じた情報を提供しながら、現在主流となりつつある「オンラインを活用した就活・インターンシップ」や「リスクキリング」、「外国人材の雇用」など、時勢を捉えたより効果的なテーマを選定するとともに、会場での対面セミナーやオンライン配信、ハイブリッド開催など、より多くの市内事業者が参加できる機会を提供することで、多くの市内企業の人材確保・定着を支援する。
			継続	39	労働相談の実施	個別労使紛争の早期かつ円満な解決を図るため、労働に関する諸問題について社会保険労務士等が総合的に相談に応じる相談会を実施する。	商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月2回(原則第2木曜日、第4火曜日) ・実施回数【24回】 ・相談者数【49人】 	【昨年度の評価(成果や課題)】 勤労者・事業主を対象に労働諸問題に関する総合的相談を実施することで、個別労使紛争等の早期解決を支援した。労働環境の維持・向上を促進するためには、個別労使紛争等の早期解決に向けた取組が重要であることから、継続して相談機会を提供していく必要がある。 【②今後の取組】 引き続き、労務関係の専門家である社会保険労務士による相談事業を実施するとともに、労働関係法令違反が疑われる案件については栃木労働局等へ相談をつなぐなど関係機関等との連携を強化し、個別労使紛争等の早期解決を図る。
			廃止	40	勤労者健全育成事業補助金	市内勤労者の健全な育成を図るため、市内に事業所のある中小企業の集合体又は労働組合の集合体が勤労者の健全な育成に必要な事業を実施する場合の費用の一部を補助する。	商工振興課		【今後の取組方針】 ・勤労者の健全な育成や働きやすい職場環境の整備は社会全体で取り組むべき課題として認識が強まっており、国や県等の関係機関において、「栃木働き方改革推進支援センター」の設置や「働き方改革セミナー」の開催など、支援事業の充実が図られていることから令和元年度をもって廃止とした。
			新規	41	オフィス企業立地支援補助金	女性の求職者が多い事務的職業の受け皿の確保に向け、本市に事務職を雇用する「オフィス」を新設・増設する企業を対象に、賃借料家賃や改修費、地元雇用促進等に対する支援策の充実を図り、オフィス系企業の誘致を進める。	産業政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・事前協議件数9社 ・補助実績2社 	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・関係機関と連携した積極的な制度のPRや制度の認知度向上により、市内企業9件の事前相談につながった。 ・申請件数が増加傾向にある中で、更なるオフィス系企業の誘致推進に向け、企業にとって活用しやすい制度となるよう見直しを図る必要がある。 【今後の取組方針】 ・都内に設置した宇都宮サテライトオフィスを活用しながら、本市の優れたビジネス環境や充実した補助制度を効果的にPRすることで、オフィス企業の更なる立地促進を図る。 ・企業にとってより活用しやすく、実効性のある制度への見直しを検討していく。

施策の方向4 地域・社会における男女共同参画の推進

重点 施策	施策		方向性	事業 番号	具体的な取組	事業概要	主管課	R4実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
	女性活 躍推進 法	施策の名称							
●	★	⑧女性のチャ レンジへの支 援	継続	42	女性向け就職情報の提供	女性が社会のさまざまな分野で能力を発揮し、活躍できるよう、就職情報を提供する。	男女共同参画課	・女性向け就職情報提供 実施回数:48回	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・ハローワークの就職情報を提供することで、就労に向けた支援を行うことができた。 【今後の取組方針】 ・情報提供元のハローワークにおいて、紙媒体による就職情報の提供が廃止されたことから、本事業も終了とし、今後は、電子媒体での情報閲覧を促すこととする。
			継続	43	プチ起業講座の実施	女性の起業を支援するため、起業の基本的知識を学ぶ講座を実施する。	男女共同参画課	・プチ起業講座 実施回数:1回 延べ参加人数:39名	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・出産・育児等により就業を中断した女性のキャリア形成の1つとして、起業の講座を開催することにより、一人ひとりに合った方法での女性の社会進出を支援し、就労の場における男女共同参画の推進を図ることができた。 【今後の取組方針】 ・参加者のアンケート結果を踏まえ、講師とも連携し、内容や構成に反映させながら、講座を企画・実施していく。
			新規	44	女性チャレンジショップの実施	女性の起業を後押しするため、「将来的に自分のお店を持ちたい」と考えている女性に対し、実践を学ぶ機会を提供する。	男女共同参画課	・プチ起業講座 実施回数:1回 延べ参加人数:39名	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・プチ起業講座において、産業政策課で実施する「宇都宮ベンチャーズ」の主催する起業における実践的なノウハウを学べる講座を紹介し、ベンチャーズへつなげることができた。 【今後の取組方針】 ・引き続き、産業政策課と連携し、「宇都宮ベンチャーズ」の取組へつなぐほか、県(パルティ)やその他関係機関の実施する様々なイベントやオンラインの活用などの情報提供を行うことで、女性の起業を支援していく。
			継続	45	就職マッチング事業	出産・育児等を理由に離職した女性求職者の再就職を促進するため、就職に必要なスキルや知識を身に付ける講座の実施から就職斡旋までを一連の流れでサポートするマッチング事業を実施する。	商工振興課	実施回数【2回】 参加企業数【19社】 参加者数【10名】	【昨年度の評価(成果や課題)】 就職を希望する女性や就職氷河期世代とそれらの採用を希望する企業とのマッチング機会を創出する「求人企業合同説明会」を2回実施し、求職者10名と企業19社が参加したところ、参加者の75%が満足と評価をしたことから、ニーズにあった効果的な事業を実施することができた。また、市独自で開催している「キャリア相談」及び「就職セミナー」の受講者を説明会の参加に繋げるなど、市の複数事業と連携させたことで、求職者の早期就職を支援することができた。引き続き、求職者と求人企業のニーズを有機的に結びつけるため、より効果的なマッチング機会の創出・支援を図り、早期就職を支援する必要がある。 【今後の取組方針】 より効果的な早期就職につなげるため、対象者や職種を限定するなど、求職者や企業のニーズを有機的に結びつけた市独自の合同説明会を実施し、求職者の早期就職を支援する。また、庁内関係課と連携し、女性デジタル人材や外国人など、時勢を捉えた人材のマッチング機会を創出し、求職者の就職を支援できる事業を検討していく。
			継続	46	自立支援給付金事業	ひとり親の主体的な能力開発の支援及び就業に有利な資格取得を容易にするため、教育訓練対象講座費用の一部助成や修業中の生活費の負担軽減のための給付等を行う。	子ども政策課	・高等職業訓練促進給付金受給者:26人 ・自立支援教育訓練給付金受給者:8人	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・ひとり親に対し、高等職業訓練促進給付金や自立支援教育訓練給付金を支給し、就労支援と経済的負担の軽減を図ることができた。 ・就労に必要な資格の習得や資格取得による労働収入の増加に意欲のあるひとり親に対し積極的な制度周知を行い、更なる利用の促進に取り組む必要がある。 【今後の取組方針】 ・引き続き、ひとり親の資格の取得に係る各種支援事業について、児童扶養手当現況届や自立支援員による窓口相談などの機会を活用し、積極的な制度の案内・周知に取り組んでいく。
			継続	47	学び直しの支援	社会の変化に対応するための学び直しを支援するため、大学や専門学校等の実施する公開講座等の情報提供などを行う。	生涯学習課	・社会人の学び直しに係る学習機会の拡充 15回/目標値5回(R4) ・市ホームページにおける学び直しの情報掲載 HP掲載(リンク先の掲載) 広報紙 2回 <掲載内容> 中学校卒業程度認定試験 高校卒業程度認定試験 大学の公開講座 就職(再就職)につながる講習 など	【昨年度の評価(成果や課題)】 スキルアップや就職等につながる専門的な学習機会の提供について企業・大学等と連携し、様々な学習情報を収集し、学び直しについて広報紙や市ホームページ上で情報提供を行い、市民意識の醸成に努めた。 【今後の取組方針】 今後も、学び直しに関する情報の収集や提供を継続するとともに、実践的な学習プログラムを提供する大学等とのさらなる連携やデジタル技術を活用したオンライン講座の実施などの取組を推進し、引き続き、個人や企業の成長へとつながる学び直しを促進していく。

重点 施策	施策		方向性	事業 番号	具体的な取組	事業概要	主管課	R4実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
	女性活 躍推進 法	施策の 名称							
⑨地域にお ける男女共同 参画の推進			継続	48	市民企画講座の実施	男女共同参画推進団体として活動する団体と講座の運営を協働で行うことにより、団体活動を促進し支援する。	男女共同参画課	・市民企画講座 実施回数:9回 延べ参加人数:354名	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・男女共同参画推進団体として活動する団体と講座の運営を協働で行うことにより、団体活動を促進し、支援することができた。 【今後の取組方針】 ・引き続き、市民の参画を促進し、協働して、多様な人材の力を活かす事業の展開を図るため、市民から男女共同参画に資する講座を広く募集し、実施のための支援をしていく。
			拡充	49	防災活動や災害発生時における男女共同参画の推進	「宇都宮市地域防災計画」に基づき、女性や要配慮者等の多様な視点に配慮した避難所運営ができるよう、平常時より地域と行政との連携体制を構築するとともに、男女共同参画の視点からの啓発講座や出前講座等を実施し、その視点の重要性について啓発する。	危機管理課 男女共同参画課	・「宇都宮市避難所開設・運営ガイドライン」の周知 ・防災出前講座 実施回数:20回 参加者数:804名	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・災害時の女性や要配慮者等の視点を踏まえた避難所運営を定めた「宇都宮市避難所開設・運営ガイドライン」について、引き続き、庁内外に周知するとともに、さらに理解を深めていくため、継続的な取組が必要である。 【今後の取組方針】 ・引き続き、「宇都宮市避難所開設・運営ガイドライン」に基づく職員研修を実施するとともに、防災訓練や出前講座などの機会を活用し、自主防災組織等に対する周知・啓発を行い、女性や要配慮者等に配慮した避難所運営に係る知識の向上を図る。
			新規	50	まちづくり活動応援事業	まちづくり活動への参加者の増加や活発化を図るため、スマートフォンを活用してまちづくり活動の情報発信と入手ができる仕組みをつくとともに、活動への参加に対してポイントを付与し、活動参加のきっかけを創出する。	みんなでまちづくり課	活動者登録数:2,396名(累計) 実施団体登録数:225団体(累計) 年間活動数:1,596回(単年) 参加人数:5,035名(単年) 参考:行政評価施策カルテにおける指標 ・まちづくり活動応援事業登録者数(累計)(人) 17,000人(達成率:14.1%)	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・市内全域において、本事業が活用されるよう、「まち活応援隊」(地域行政機関職員)による「1地区1モデル事業」の創出支援に取り組んだほか、地域活動団体、NPO、企業等を対象とした事業説明会の開催や、SNSなどを通じた事業PR動画の周知による事業の普及啓発を行った結果、活動者等の登録の増加や活動機会の創出を図ることができた。 ・更なる参加促進を図るため、引き続き、地域活動団体、NPO、企業等に対し、まちづくりセンターと連携しながら、本事業の参加方法、仕組みなどについて周知する必要がある。 ・市内全域において、本事業が活用されるよう、参加者(団体・個人)の登録促進や相談支援の充実を図る必要がある。 【今後の取組方針】 ・活用促進が図られるよう、アプリの操作性(検索方法など)の改善に向けた画面改修を行うほか、活動者の「励み」や実施団体の「活力向上」につながるよう、引き続き、まち活応援隊やまちづくりセンターと連携しながら、活動事例集や事業PR動画等を活用し、活動団体等に対する事業の理解促進、参加促進に向けた効果的な方策を検討し、実施していく。
			継続	51	親学出前講座の充実	保護者の家庭教育に対する意識の高揚を図り、もって家庭教育力の向上を図ることを目的として、学校や保育園、幼稚園、サークル等からの要請により、保護者の集まる機会に、職員等が親学に関する講座を実施する。	生涯学習課	・親学出前講座の実施 実施回数:79回 参加者数:延べ2,095人	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・親学出前講座について、情報誌やSNSを活用した周知や、保護者会や就学時健康診断などの機会を生かした講座の実施に取り組み、家庭教育支援の充実が図られた。 【今後の取組方針】 ・家庭教育力の向上に向けて、保護者同士の交流を図ることで子育ての不安や悩みを軽減する効果が期待できるワークショップの手法を取り入れた実践的な講座を実施する。
			継続	52	生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施	各地域における生涯学習活動において、男女共同参画についても学ぶ機会を増やすため、生涯学習センターと男女共同参画推進センターの共催による講演会の実施や、男女共同参画推進センターが講座プログラム等を提供する。	男女共同参画課 生涯学習課	・図書館との共催での男女共同参画推進講座の実施 講座数 1講座 延参加者 25人 ・生涯学習センターにおける男女共同参画推進講座の実施 講座数 8講座 (うち2講座はZoom) 実施回数 18回(うち5回はZoom) 延参加者 196人	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・男女共同参画推進センターで過去に実施した講座プログラムを参考に、中央図書館で「ジェンダー平等を学ぶ講座」を共催で実施した。 ・生涯学習センターと男女共同参画推進センターそれぞれにおいて市民への学習の機会を提供しており、相互に情報提供を行う必要がある。 ・女性だけでなく、男性も積極的に育児に参加するきっかけづくりにつながる講座を実施した。また、育児や仕事に忙しく、講座への参加が難しい子育て世代を考慮し、Zoomを活用して自宅学習の機会を提供することで、学ぶ機会の増加に取り組んだ。 【今後の取組方針】 ・男女共同参画に係る講座について、新型コロナウイルス感染症に対応した講座実施方法としてICTの活用を進めつつ、男女共同参画推進センターと連携を図りながら男女共同参画推進講座に取り組んでいく。 ・随時、お互いに情報提供を行いつつ、それぞれの特性を生かした市民への学習の機会の提供を行っていく。 ・今後も、男女共同参画推進センターとの連携やデジタル技術の活用を図りながら、男女共同参画について学ぶ機会の増加と講座の充実を図る。

施策の方向5 意思決定過程における男女共同参画の推進

重点 施策	施策		方向性	事業 番号	具体的な取組	事業概要	主管課	R4実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
	女性活 躍推進 法	施策の名称							
●	★	⑩市の政策・ 方針決定過程 における女性 の登用促進	継続	53	審議会・委員会等への女性登用促進	審議会や委員会等における女性委員の割合を高め、男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるようにするため、男女共同参画推進センター等において公募委員の募集情報を積極的に周知する。また、女性の登用促進のための仕組みの検討や、庁内関係各課に働きかけを行う。	男女共同参画課	・庁内への審議会・委員会等における周知啓発 実施回数:4回 ・公募委員の周知 〇回(アコール確認)	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・本市の審議会や委員会等における女性委員の割合を高め、男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるようにするため、庁内各課に対し女性委員登用促進の働きかけを強化する必要がある。 【今後の取組方針】 本市の審議会等における女性委員の登用促進に向け、各審議会における登用状況や登用が進まない理由について分析し、庁内各課に対しヒアリングを実施し働きかけを行うほか、市内女性に対して公募委員の募集情報を積極的に周知する。また、庁内各課に向けて多様な人材を紹介するための、「女性人材バンク」の設置に向けた検討を行う。
			拡充	54	女性のためのリーダー養成講座の実施	男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるよう、地域や団体等で活躍する女性リーダーを養成するための講座を開催する。	男女共同参画課	・「地域での女性活躍応援セミナー」 実施回数:1回 延べ参加人数:30名 ・県主催事業「とちぎウーマン応援塾」 本市参加者数:4名	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・男女がともに、政策や方針などの意思決定の場に参画できるよう、地域や団体等で活躍する女性リーダーを育成するため、社会における男女格差の現状や問題点について学ぶほか、参加者同士のグループワークを実施し、地域で女性が活躍するための工夫やポイントについての意見交換を行う場を提供することにより、女性活躍の推進を図ることができた。 【今後の取組方針】 ・引き続き、男女がともに、政策や方針などの意思決定の場に参画できるよう、地域や団体等で活躍する女性リーダーを育成するための講座を実施する。
			継続	55	本市の女性職員へのキャリア・アップ研修の実施	将来の女性リーダー育成を視野に、女性職員のキャリア意識の醸成とモチベーションの向上、女性リーダーに求められるスキル等の習得を図るため、女性職員のキャリア・アップ研修を実施する。	人事課	・キャリア・アップ研修実施 対象 :主任昇任者 実施回数:1回 参加人数:67名 ・子育て応援キャリア支援セミナー実施 対象 :育児休業中または育児休業から復職した女性職員、子どもの出生時における特別休暇を初めて取得した男性職員 実施回数:2回 参加人数:56名 ・国際文化アカデミー「女性リーダーのためのマネジメント研修」への派遣実施 対象 :係長級・総括級女性職員 実施回数:1回 派遣人数:2名 ・自治大学校「第1部・第2部特別課程」への派遣実施 対象 :総括級女性職員 実施回数:1回 派遣人数:1名	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・将来のリーダーの育成に資するよう、男性職員も含め、キャリア複線化前の主任級を対象とし、キャリア・アップ研修を実施した。 ・互いにサポートし合う意識や多様な働き方を認め合う職場づくりをし、仕事と生活の両立を図り、女性職員の更なる活躍につなげるため、育児休業中または育児休業から復職した女性職員と子どもの出生時における特別休暇を初めて取得した男性職員を対象とし、子育て応援キャリア支援セミナーを実施した。 ・外部機関(国際文化アカデミー、自治大学校)が主催する研修へ女性職員の派遣を実施した。 ・職場内や後輩職員の育成に係るリーダーシップの取り方やマネジメントの基礎知識など、管理監督職に求められるスキルを早期から学び、キャリア意識を醸成できるよう、研修内容を一層効果的なものとしていく必要がある。 【今後の取組方針】 ・改善・工夫しながら継続実施予定
			継続	56	本市管理職等職員へのキャリア支援研修の実施	女性職員が仕事と生活の両立を図り、更なる活躍につなげるため、重要な役割を担う管理職等が女性の部下のキャリア支援に必要な考え方や知識の習得を図るため、女性活躍推進キャリア支援研修を実施する。	人事課	・人事評価・人材育成能力向上研修実施 対象 :課長級職員 実施回数:1回 参加人数:38名	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・キャリア支援においては、適切な人事評価・人材育成が重要であり、それらの能力を向上させる研修内容を実施した。 ・マネジメント力強化のため、部下育成のための具体的なアドバイス方法や、働き方改革を踏まえたマネジメント方法などの内容を盛り込み、より一層効果的な研修をしていく必要がある。 【今後の取組方針】 ・令和2年度～キャリア支援対象を女性だけでなく、すべての職員とするよう見直しを行ったことから、第5次計画への計上事業としては終了するが、研修内容を改善・工夫しながら継続実施していく。 ・第5次計画においては、性別や時間制約の有無のみで判断することのないよう、性別等に対する無意識の固定観念・思い込み等を無くす視点をとり入れた課長級・係長級マネジメント研修を実施していく。
●	★	⑪自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進	継続	57	管理職・役員等への女性登用促進に向けた啓発	管理職や役員等、意思決定の場における女性の参画を促進するため、男女が共に参画することの意義や重要性などを分かりやすく示した資料(パンフレット等)を作成・配布し、企業や地域に周知・啓発する。	男女共同参画課	男女共同参画情報誌「ぱーとなーしつぷ」の発行 啓発回数:1回	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・情報誌を活用し、女性社員の管理職への積極的な登用を行い「きらり大賞」を受賞した企業を紹介することで、啓発に務めた。 【今後の取組方針】 ・今後も様々な機会を捉え、事例を紹介するなど女性の意思決定の場への参画を促進していく。

基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

施策の方向6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

重点 施策	施策		方向性	事業 番号	具体的な取組	事業概要	主管課	R4実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
	女性活 躍推進 法	施策の名称							
●	⑫配偶者や恋人からの暴力 対策の推進 (DV対策基本 計画)		継続	58	DVの未然防止や早期発見につなげるため、 被害者等に接する機会が多い民生委員・児童 委員、学校関係者、医療関係者、各種行政窓口 職員等に対し、DVの理解等を深める啓発に取り 組む。	DVの未然防止対策 の推進	男女共同参画課	・民生委員・児童委員等に対するDV防止啓 発出前講座 実施回数:5回 参加人数:138名	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・「つながりサポート女性支援事業」と連携し、専門家を招いてDVの基礎知識や被害者への対応について学ぶ講座 を開催することにより、DVに関する正しい情報を発信することができた。 【今後の取組方針】 ・引き続き、地域住民の情報を入手しやすい立場にある民生委員・児童委員等を対象にDV防止啓発や窓口の周知 を行うことにより、早期の相談につなげていく。
					学校等との連携を強化し、より多くの学校等で 継続的に生徒や保護者等にデートDV防止出前 講座などを実施する。			・デートDV防止出前講座 実施回数:11回 参加人数:1,709名	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・DV未然防止のためのデートDV出前講座については、教育委員会主催の養護教諭向け・人権主任者向け研修に おいて、事業を周知したことにより、出前講座の実施につながり、若年層への意識啓発を図ることができた。 ・DVを未然に防止するためには、若年層からの意識啓発が効果的であることから、より多くの学校等で継続的に啓 発機会を設けられるよう検討する必要がある。 【今後の取組方針】 ・デートDVなど若年層への意識啓発については、より多くの学校等で継続的に啓発機会を設けられるよう、デジタ ルを活用した啓発等の効果的な手法について教育委員会との意見交換を行い、実施に向け調整する。
			継続	59	広報紙・リーフレットの配布やステッカーの貼 付など、様々な機会や手段を活用した広報活動 を行う。 医療機関や公共施設のほか、被害者が日常 生活で関わる機会のあるところにおける効果的 な周知場所を検討し、広報活動を行う。	相談体制の充実	男女共同参画課	・広報紙による相談窓口の周知 周知回数:12回 ・市有施設へのリーフレットの配布 配布回数:1回	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・これまでの女性相談事業に加え、「つながりサポート女性支援事業」を実施することで、相談窓口の認知度向上を 図ることができた。また、関係機関との連携・協力により、相談者が抱える個々の事案に応じた相談支援につなげる ことができた。 ・相談員が相談に迅速かつ適切な対応ができるよう、各種研修会への参加や、勉強会を行うことにより、相談員の 資質の向上を図った。 ・新型コロナウイルス感染症の影響により社会状況が変化する中、社会的立場の弱い女性が様々な問題に直面す ることが懸念されているため、更に、相談窓口の周知や相談体制の充実を図っていく必要がある。 【今後の取組方針】 ・コロナ禍の影響による社会的立場の弱い女性からの相談の増加が懸念されていることから、相談窓口について、 引き続き関係機関と連携しながら、リーフレットやSNS等を活用し周知していく。 ・相談員の資質の一層の向上と新たな問題への対応スキルを身に付けるため、日々の相談事案の共有や各種研 修会への参加、勉強会を行うとともに、様々な困難を抱えた相談者を適切な支援につなげられるよう、「つながりサ ポート女性支援事業」や「重層的支援体制整備事業」においてNPO等協力団体や関係機関、保健福祉部門との連 携を図っていく。
継続	60	緊急時における被 害者の安全の確保	一時保護における関係機関との連携、保護命 令制度の利用を実施する。	男女共同参画課	・弁護士相談 実施人数:86名 ・カウンセリング 実施人数:34名	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・相談者と相談員の双方の安全確保が必要である。 ・保護命令制度や証明書の発行を行う際は、事前の聞き取りを適切に行い、迅速に証明書等を交付する必要があ る。 【今後の取組方針】 ・危険性によっては、警察への協力要請を行うなど、安全性の確保に努める。 ・保護命令が想定される相談者には、書面回答を行うことを念頭に置き、相談者に適切な情報提供を行い、制度の 円滑な利用を行うことができるよう努める。			

重点 施策	施策		方向性	事業 番号	具体的な取組	事業概要	主管課	R4実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
	女性活 躍推進 法	施策の 名称							
●	⑫配偶者や恋人からの暴力 対策の推進 (DV対策基本 計画)	継続	61	被害者の自立支援 体制の充実	<p>各種手続が必要となる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」などを発行するほか、裁判や調停の手続など、被害者が慣れない法的手続を円滑に進めることができるよう、助言・支援等を行う。</p> <p>関係部署との情報共有・連携を図りながら、被害者の状況や必要に応じて、行政手続等における同行支援を行う。</p>	男女共同参画課	・被害者同行支援の実施 同行支援した被害者の人数:0名	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書の発行や各種手続きへの助言の他、被害者の状況に応じた支援を行う必要がある。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者の置かれた状況に合わせ、関係部署と連携を図りながら、適切な支援を受けられるよう努めていく。 	
					<p>被害者の安全を確保するため、住民基本台帳事務における支援措置等により、被害者の住所が加害者に漏えいすることを防止する。</p> <p>情報の共有化を進め、庁内関係課との連携を強化し、関係各課においても被害者の住所等の情報が加害者に漏えいしないよう、厳正な情報管理を行うとともに、マイナポータルなど、マイナンバー制度の運用における情報漏えいを防止する。</p>		・住民基本台帳事務における支援措置 支援措置申出書の発行件数:57件 (市配偶者暴力相談支援センター)	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係課と連携を強化し、関係各課においても厳正な情報管理を行う必要がある。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止庁内連絡調整会議」や窓口職員を対象とした「二次被害防止研修」、「DV被害者対応マニュアル」等において、情報管理の徹底について注意喚起を図っていく。 	
					<p>被害者の子どもの心身の健康を取り戻すために、民間支援団体と連携しながら、心身回復に向けた支援プログラムやイベント等を実施する。</p> <p>児童虐待に係る相談等に対し、電話、面接等により必要な支援を強化して行うとともに、関係機関等への案内等を実施する。</p> <p>発達に何らかの遅れや問題のある被害者の子どもに対して、個々の特性に応じた発達支援を提供する。</p>		・自立支援事業 子どもの参加人数:延べ49名	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の子どもの多くが面前DVを受けていることから、子どもの個々の状況を踏まえたカウンセラーによる心理ケアの実施や、子どもの支援を所管する関係機関と連携する必要がある。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの虐待を所管する関係機関と連携し、迅速に必要な支援を行う。 ・面前DVなどを経験した子どもが、心身の健康を取り戻し、安定した日常生活や学校生活などが送れるよう、継続的に民間団体と連携し、子どもの個々の状況を踏まえたカウンセラーによる心理ケアや、大人との信頼関係を構築し、子ども自身が心の安定を取り戻すための支援事業を実施していく。 	
					<p>一時保護などの危機的状況を脱した被害者とその子どもを対象に、自立に向けた各種講座や相談会など、民間支援団体との連携により協働で取り組む。</p> <p>事業の実施に当たっては、被害者のニーズを反映した内容等を検討するなど、より充実した事業にしていく。</p>		・自立支援事業 参加人数 延べ266名	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援事業においては、DV被害者とその子に対して、民間団体と連携し、心身回復や就労準備に向けた各種講座や相談会などを実施することにより、心身回復や早期自立を促すことができた。 ・DV被害者とその子の自立に向け、被害者のニーズを反映した内容とすることが重要であるため、相談会等のほか、カウンセラーによる心理ケアの充実など民間団体と連携した事業に取り組む必要がある。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体と連携を図りながら、被害者のニーズを反映した内容となるよう検討を行う。 ・地域での支援を広げるため、出前講座などを行い、理解促進を図るとともに、地域ボランティアと協力し、支援の強化を図っていく。 	
			62	関係機関等との連携・協働によるDV 対策の推進	<p>庁内の関係部署で構成される「DV防止庁内連絡調整会議」を開催し、事例の検討や取組課題の解決を図るとともに、虐待等に係る関係部署との連携により、取組を効果的に推進する。</p>	・DV防止庁内連絡調整会議 開催回数:1回	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係課へDVの相談状況やDV被害者への対応方法、相談窓口等について情報提供することにより、庁内におけるDV対策を推進することができた。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「DV防止庁内連絡調整会議」を開催し、窓口におけるDV被害者への配慮を求めた「パープルカード」の活用や二次被害防止の取り組みを促進するほか、虐待等に係る関係部署との連携により、取組を効果的に推進していく。 		
					<p>関係機関等で構成される「DV対策関係機関ネットワーク会議」を開催し、事例検討や取組課題の解決を図るとともに、「虐待・DV対策連携会議」を開催するなど、虐待等に係る関係機関等との連携により、取組を効果的に推進する。</p>	・虐待・DV対策連携会議 開催回数:1回	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待・DV防止対策の推進に向け、庁内外の関係機関・関係団体等の活動状況を共有し、虐待・DVの未然防止・早期発見に向けた関係機関等との連携強化を図ることができた。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待・DVの関係機関、関係団体等が一堂に会する会議を通して、関係機関等の相互の連携や情報の共有に取り組んでいく。 		

重点 施策	施策		方向性	事業 番号	具体的な取組	事業概要	主管課	R4実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
	女性活 躍推進 法	施策の名称							
⑬女性に対する性暴力・性 犯罪被害等の 未然防止			継続	63	セクハラ等被害防止啓発の実施	セクハラ等の女性に対する被害を防止するため、企業に対するセクハラ等被害防止啓発チラシの配布や男女共同参画推進週間、月間等において啓発パネル展を実施するなど、啓発を実施する。	男女共同参画課	・ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックの配布(配信) 配布数:7,800社	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・セクハラ等の女性に対する被害を防止するため、引き続き啓発を実施していく必要がある。 【今後の取組方針】 ・職場におけるセクハラ等を防止するため、ワーク・ライフ・バランス実践ガイドブックの配布等の機会を活用し、企業への啓発を効果的に行うとともに、男女共同参画推進週間、月間等におけるパネル展示により啓発を実施する。
			継続	64	性暴力・性的被害等の未然防止	「AV出演強要・『JKビジネス』等に関する被害防止」に向けた注意を呼びかけるため、強化月間等に合わせ、市のホームページ等の各種媒体を活用した周知啓発を行うとともに、とちぎ性暴力被害者サポートセンター(とちエール)や警察等と連携を図りながら未然防止に努めていく。	男女共同参画課	・強化月間に合わせた「広報うつのみや」での周知啓発、及び相談専用電話番号の掲載 周知回数:1回(4月号)	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・被害防止に向け、関係機関等と連携し、周知啓発が必要である。 【今後の取組方針】 ・引き続き強化月間等に合わせた周知啓発を行うとともに、各種媒体やイベント等を活用した周知啓発に努める。
			継続	65	ストーカー被害者等に対する相談体制の充実と被害防止のための啓発	ストーカー被害者等に対し、被害者の状況に応じた相談支援を行うことが重要であることから、虐待・DV対策連携会議等において、被害の相談を受けた際の支援手順や部署間の連携を確認し、相談体制の充実を図るとともに、被害にあわないよう防犯講習会などにおいて周知に努める。	男女共同参画課 生活安心課	【生活安心課】 ・防犯活動指導員(警察官OB)による防犯講習会の開催 開催回数 199回 受講者数 5,486人	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、開催回数は増加する一方、受講者数は減少となったが、地域に対して防犯対策に係る啓発動画DVDを作製し配布するなど、啓発活動の充実を図ることができた。 【今後の取組方針】 ・女性や子ども、高齢者など犯罪情勢を捉えた啓発の充実を図るとともに、動画等を活用した啓発活動に引き続き取り組んでいく。
			新規	66	青少年の性的被害未然防止の啓発	JKビジネス等新たな形態の「性的商品化」による被害者が若年女性に多く、被害者は、長期間にわたって心身の安定を損ない、社会参加が困難になることがあるため、中高生やその保護者に対して、新しい形態の性的商品化に関する情報提供や被害者にならないための周知啓発を行う。	子ども政策課	JKビジネス被害防止啓発チラシを、一日巡回指導体験に参加した保護者や、青少年巡回指導員へ配布し、周知啓発を実施。	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・JKビジネス被害防止啓発チラシを、主催する事業の参加者等に配布し、青少年の性的被害未然防止に寄与することができた。 ・被害未然防止のため、引き続きより多くの中高生、保護者等に周知する必要がある。 【今後の取組方針】 青少年のためのよりよい環境づくり強調月間(8月)にあわせ市図書館に展示コーナーを設置し、啓発チラシを配置するなどの啓発活動や保護者が対象の一日巡回指導体験などの機会を活用し、引き続き周知啓発を行う。
			新規	67	SNSを通じた被害等の未然防止	SNSを利用した異性とのトラブルや性的な被害は、メディアの特性から、専門的な知識がないとその情報の削除は難しく、当事者以外にも広がり、被害者が受ける精神的ダメージは大きく、立ち直りが難しい。このため、子どもや保護者とともに、広く一般に対してもSNS利用についての注意喚起を行う。	男女共同参画課 学校教育課	・人権週間パネル展における周知啓発 ・人権講話(スマホ・ケータイ安全教室)の実施 実施校:市立中学校2校 ・スマホの使用に係る問題から児童生徒を守るための取組を推進するとともに、ネットいじめ等パトロール・相談事業を継続し、不適切な書き込みの検索・削除を行った。 ・児童生徒や保護者を対象としたスマホの使用に係る出前講座を実施した。	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・人権擁護委員と連携しながら、オンラインを活用し、中学校における人権講話(スマホ・ケータイ安全教室)を実施することができた。 ・SNSを通じた被害等は、未然防止が重要になることから、子どもや保護者とともに、広く一般に対しても継続的な注意喚起を行う必要がある。 ・児童生徒のスマホの所持率や使用実態等を踏まえ、市PTA連合会等の関係団体との協議を行いながら「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言Ver. 2」に基づき、児童生徒への情報モラル教育の推進や保護者への意識啓発を図るほか、学校や家庭、地域のほか、関係機関との連携強化を図り、スマホの使用に伴う問題から児童生徒を守るための取組を推進し、児童生徒におけるスマホ等の適切かつ安全な使用について、家庭の理解促進が図られた。 ・ネットいじめ等パトロール・相談事業を継続し、不適切な書き込みの検索・削除を行った。また、児童生徒や保護者を対象とした出前講座を実施し、具体的な対策などを習得することでSNS等によるトラブルの未然防止につながった。 【今後の取組方針】 ・引き続き、人権擁護委員等と連携し、児童生徒や市民への周知啓発活動を行っていく。 ・小中学生のスマホ等の所持率が年々増加傾向にあることから、スマホ等によるトラブルや犯罪被害から児童生徒を守るため、外部有識者(専門事業者を含む)による講話を全小中学校で実施する。 ・「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言Ver. 2」を有効活用し、児童生徒や保護者に対し、スマホ等の危険性や適切な使い方などの更なる理解促進が図れるよう、周知啓発を強化するとともに、児童生徒による主体的なルール設定の取組などを推進する。

施策の方向7 性に対する理解促進と性差に応じた健康支援

重点 施策	施策		方向性	事業 番号	具体的な取組	事業概要	主管課	R4実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
	女性活 躍推進 法	施策の名称							
⑭性について の理解促進			継続	68	性教育サポート事業の実施	人工妊娠中絶の現状や心身への影響等についての認識を深め、適切な意思決定や行動選択ができるようにするため、市内全校の中学3年生を対象に、専門的立場の産婦人科医による講話を年1回程度実施する。	学校健康課	性教育サポート事業の実施 実施回数 市立全中学校25校	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・全中学校3年生を対象とし、産婦人科医による性に関する講話等を行い、「性に関する指導」を実施した。 ・講師によって講話内容が大幅に異なるよう、産婦人科医と事業のねらい等について、事前に共通理解を図る必要がある。 【今後の取組方針】 ・性に関する諸問題に適切に対応できるよう、引き続き、産婦人科医と連携を図り、継続して実施する。
			継続	69	エイズ予防啓発普及活動の実施	エイズ・性感染症に関する正しい知識を普及啓発し、市民一人ひとりが自分の問題としてとらえ、感染しない、感染させないための行動がとれるようにするとともに、エイズに対する誤解・偏見のない社会づくりを推進するため、講演会や学校等におけるパンフレットの配布などの啓発活動を実施する。	保健予防課	【エイズ予防出前講座】 ・中学・高校・専門学校 13校 2,630人 【エイズ対策従事者研修会】 2回 58人 【パンフレット等配布実施機関数】 ・中学校、高校、専門学校、大学等【90校】 【4978部】 ・民間企業【8社】【1352部】 ・婦人科・泌尿器科・皮膚科【124か所】【1616部】 ・ゲイバー【1店舗】【40部】 【パネル展示】 本庁市民ホール 1回 保健所ロビー 1回	【昨年度の評価(成果や課題)】 【①昨年度の評価(成果や課題)】: HIV・性感染症検査相談・普及啓発の実施 ・検査相談においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、受検者数の減少傾向が続いていたことから、より受検しやすい体制を検討するため、アンケート調査を行い、市ホームページからのWEB予約を導入したことや年2回の休日検査を日曜から土曜日に変更したことから、受検者の増加がみられ、利用者の利便性が図られた。 ・梅毒患者の発生が増加していることから、注意喚起のためポスター掲示やホームページへの掲載、検査相談時の啓発を強化して実施した。 ・普及啓発においては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた、エイズ対策従事者研修会を、3年ぶりに開催し、オンラインでの受講も可能としたことで、HIVや性の多様性について、より多くの地域の保健従事者や教職員の理解を深めることが出来た。また、中学、高校等での出前講座や世界エイズデーでの啓発事業についても、感染対策を工夫しながら、安全に実施したことで、正しい知識の普及が図られた。 【②今後の取組方針】検査機会の確保と、広く市民に対する啓発やターゲットを絞った啓発の実施 ・HIVや性感染症のまん延防止のため、コロナ禍では予約制としていたが、予約なしで受検できる通常検査を再開するなど、より多くの相談者が受検しやすい体制の整備を、引き続き行っていく必要がある。 ・また、エイズや性感染症に関する正しい知識の普及啓発を図るため、学校におけるエイズ予防教育出前講座の実施や、性教育、思春期教育を担当する者等に対するエイズ対策従事者研修会を開催していくとともに、広く市民への啓発として、HIV検査普及週間や世界エイズデーにあわせて啓発を行っていく。 ・HIVや性感染症のハイリスク群である、MSMや風俗産業の利用者や従事者等に対しても、HIVや性感染症(特に梅毒)の正しい知識や予防、検査機会についての情報が届けられるよう工夫を行っていく必要がある。
			継続	70	性といのちの健康教育の実施	思春期の若者を対象に、性と健康に関する正しい知識や情報を提供し、若者自身の性と健康を守る自己決定能力を育てるため、小中学生を対象とした保健師等による性といのちの健康教育を実施する。	子ども支援課	・性といのちの健康教育 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、事業中止	【①昨年度の評価(成果や課題)】: 新型コロナウイルス感染症の影響による事業の中止 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言の発令により、令和4年度においても事業を中止し、必要に応じて資料提供等を行った。 ・また、保健福祉サービスの再構築に向けた事務事業の調整結果を踏まえ、効率性を考慮しながら事業を展開していく必要がある。 【②今後の取組方針】: 事業の効率化を図りながらの再開 ・新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけの移行に伴い、令和5年度より事業を再開することとし、いのちの大切さや思春期の心身の変化、妊娠のしくみなどの正しい知識の啓発や情報提供に努めていく。 ・事業の再開に当たっては、全市統一プログラムで実施されていることを踏まえ、実施主体を各保健福祉拠点から子ども支援課に一元化することで、事業の効率化を図っていく。
			新規	71	LGBTに関する理解促進	近年、国内においての関心が高まっているLGBTについて、市のホームページやリーフレット、人権週間などを活用した正しい情報提供と理解促進を図るとともに、当事者に対する相談窓口の周知を行う。	男女共同参画課 学校教育課	・LGBT理解促進に係る市民向け講座 実施回数: 1回 ・LGBTに関する小学生向けリーフレット作成、配付 配布先: 市立小学校5年生 ・「多様な性」の理解促進に係る企業向け講座 ・「とちぎパートナーシップ宣誓制度」に基づく本市サービスの提供 ・人権教育主任研修会において、新しい人権課題に係る国や県、市教委からの通知等を示す中で、LGBTや性の多様性に関連する取組等を示し、新しく人権教育主任に就いた教職員に対し、周知・啓発を行った。 ・全中学校において、女子生徒がスラックスの制服を選択できる環境が整ったことを踏まえて、人権教育の視点から、各校の実情に応じて、制服の着用等に係る決まりについて検討するよう助言した。	【昨年度の評価(成果や課題)】 ・「とちぎパートナーシップ宣誓制度」に基づく本市サービスの提供を開始するとともに、多様な性に関する啓発セミナーやリーフレットの作成・配布により、市民や企業のLGBTQなどへの理解促進を図ることができた。 ・複数の中学校において、「男子の服装」、「女子の服装」といった表現を改めたことに加え、全中学校において女子がスラックスタイプの制服を着用するなど、性の多様性に関する理解が生徒、教職員で進んでいることが確認できた。今後は、こうした取組事例の周知に努め、一層の理解促進に努めていく。 【今後の取組方針】 ・企業に対しては、LGBTQに関する更なる理解促進を図るため、経済団体等と連携を図りながら、啓発セミナーやリーフレットの作成・配布により、更なる理解促進に取り組む。 ・児童生徒の発達の段階に応じた適切な情報提供と理解促進を図ることができるよう、学校教育課内各グループ、教育委員会事務局内及び関係各課との情報交換を密にして、周知・啓発に努めていく。

重点 施策	施策		方向性	事業 番号	具体的な取組	事業概要	主管課	R4実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
	女性活 躍推進 法	施策の 名称							
⑮性差に応じた健康支援			継続	72	性差に応じた健康についての理解促進	男女がともに身体的特性について正しい情報を入手し理解し合い、生涯を通じて健康を享受できるよう、性差に応じた健康講座を実施する。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 女性の健康力アップ講演会<実施テーマ> 「プレ更年期～閉経後を元気に美しく過ごすためのコツ～」 参加人数:34人(オンライン受講者含む) 	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の健康力アップ事業については、女性が生涯を通じて健康で充実した生活ができるよう、女性特有の健康問題や健康力を向上させるため、女性ホルモンの種類・役割や、女性ホルモンを整える習慣や治療法について医師から学んだ。また、昨年度に引き続き、オンラインと併用で開催した。 今後は、リプロダクティブ・ヘルス・ライツの観点を持ち、男女がともに、身体的特性について正しい情報を得ることにより、生涯を通じて健康を享受できるよう、幅広い年代の市民に普及啓発していくことが必要である。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の健康力アップ事業については、性差に応じた健康に対する社会的関心を高めるため、引き続き、興味・関心の高いテーマを選定し、周知方法や内容の充実を図りながら効果的な普及啓発に取り組んでいく。
			継続	73	がん検診の実施	健康に関する関心を高め、男女の身体的特性を理解するとともに、がんの早期発見・早期治療を促進するため、がん検診を実施する。	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> 胃がん 25,473人 肺がん 43,260人 大腸がん 39,436人 子宮がん 22,100人 乳がん(視触診) 1,635人 乳がん(マンモ+超音波) 8,050人 前立腺がん 15,716人 	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> がん検診については、コロナ禍においても、受付時間の分割や換気の徹底などの感染防止対策を講じた上で、各種がん検診の受診機会を確保することにより、受診者のがんの早期発見・早期治療を図ることができた。 令和4年度の受診者数については、令和3年度より増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない令和元年度の受診者数には届かなかった。 受診者数をコロナ禍以前の水準まで回復・増加を図るため、検診の重要性について周知啓発を図りながら、引き続き、受診しやすい環境の整備や受診勧奨などに取り組む必要がある。 婦人検診(乳がん・子宮がん検診)では、新たに商業施設を活用した検診を実施したことにより、これまで未受診の市民や受診を控えていた市民の受診につながったことから、引き続き受診機会の拡充に努めていく必要がある。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> がん検診については、がんの早期発見・早期治療を図るため、引き続き、性差に応じた各種がん検診の受診機会を確保する。 広報紙や地区回覧、市ホームページ等を活用し、検診の受診の必要性等を周知啓発するほか、より多くの方に受診してもらうために、商業施設を会場とした検診の拡充やより利便性の高い集団健診予約システムの利用促進など、市民が受診しやすい環境整備や未受診者への個別受診勧奨に取り組むことで受診率向上に努める。
			継続	74	女性の健康力アップ事業の実施	女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康問題に対する社会的関心を高めるため、厚生労働省が主唱する女性の健康週間に併せて、パネル展示や健康教育等を実施する。	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> 女性の健康力アップ講演会<実施テーマ> 「プレ更年期～閉経後を元気に美しく過ごすためのコツ～」 参加人数:34人(オンライン受講者30名を含む) 女性の健康に関する講話(株式会社大塚製薬):15人 パネル展示 リーフレット配布 リーフレット配布数:48枚 	<p>【昨年度の評価(成果や課題)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の健康力アップ事業については、女性の各ライフステージにおける特有の疾病とその予防方法等について、幅広い年代の市民に普及啓発していくことが必要であり、コロナ禍ではあったが、関係機関・企業等と連携し実施することができた。特に女性の健康力アップ講演会については、青壮年期の女性に興味・関心の高いテーマを選定すること、気軽に参加できるZOOMを活用したオンラインとすることで、若い世代の参加も見られた。新型コロナウイルスによる影響や講演会の講師の知名度などによっても、参加者数は変動するが、今後も多くの市民が参加できるよう、関係機関・企業等と連携し周知方法や内容の充実を図りながら、効果的な普及啓発に取り組んでいく必要がある。 <p>【今後の取組方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の健康問題に対する社会的関心を高めるため、引き続き青壮年期の女性に興味・関心の高いテーマを選定し、関係機関・企業等と連携しながら、周知方法や内容の充実を図り、効果的な普及啓発に取り組んでいく。
			拡充	75	妊産婦健康診査の実施	妊娠中に限らず、出産後も母親の生活環境は大きく変化するため、心身の不調が現れ、職場復帰や再就職を考えていても断念するなど、産後うつは、女性が就業を継続し、活躍する上での影響が大きい問題であることから、これまでの妊婦健康診査に加え、産後2週目と1か月目の産婦健診時に産後うつ検査を実施し、異常の予防・早期発見・早期治療を支援する。	子ども支援課	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦健康診査利用率 妊婦健診利用率:86.1% 産婦健診利用率:87.5%(2週間健診) :96.0%(1か月健診) 	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適正な健康管理に資するための受診率の更なる向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えるため、妊娠中の異常の予防・早期発見・早期治療につながるよう、妊婦健康診査の受診率の更なる向上に努める。 産後うつの疑いのある母親を早期に発見するため、産婦健康診査についても、受診率の更なる向上が必要である。 <p>【②今後の取組方針:妊産婦健康診査の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後とも、安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えられるよう、妊娠中及び産後の異常の予防や早期発見・早期治療を促し、妊産婦の適切な健康管理を行うとともに、子育て支援アプリや妊娠後期に当たる妊娠8か月面接の機会を活用して、事業の趣旨を含めた周知を徹底することにより、受診率の更なる向上に努めながら、健康診査を継続して実施する。 また、支援が必要な産婦を早期発見し、産後ケア、産後サポート事業などに適切につなげることで、切れ目ない支援を実施していく。
			継続	76	不妊に悩む人への支援	子どもに恵まれず不妊治療を受けている夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外の不妊治療費の一部を助成する。	子ども支援課	<ul style="list-style-type: none"> 助成件数 ・特定不妊:704件 ・生殖補助医療:183件 	<p>【昨年度の評価(成果や課題):不妊治療費助成の実施・周知啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月以降の保険適用への円滑な移行を支援するため、特定不妊治療を令和3年度以前に開始した方で、年度をまたいで令和4年度に終了する治療に限った経過措置として、「不妊に悩む方への特定治療支援事業(不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分)」を実施し、市民向け制度案内リーフレットの作成や指定医療機関との連携による周知を行った。 引き続き、特定不妊治療について、国基準額から市独自に上乘せして助成を実施したほか、保険適用後における経済的負担の軽減のため、市独自の助成制度である「宇都宮市不妊治療(生殖補助医療等)支援制度」による助成を開始するとともに、市医師会や市産婦人科医会へ助成制度の内容を周知し、連携を図った。 今後も、治療を希望する方へ最新の情報を確実に届けられるような周知・啓発が必要である。 <p>【今後の取組方針:不妊治療費助成の円滑な実施・積極的な周知啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経過措置である年度をまたぐ治療に対して、円滑な助成を実施するとともに、本市独自の助成制度についても不妊治療を希望する方に必要な情報を確実に届けられるよう、効果的な周知・啓発を行うため、引き続き個々のケースに応じた丁寧な説明や医療機関との連携に努めていく。

重点 施策	施策		方向性	事業 番号	具体的な取組	事業概要	主管課	R4実績	昨年度の評価(成果や課題)と今後の取組方針
	女性活 躍推進 法	施策の 名称							
		⑮性差に応じた健康支援	継続	77	こころの健康づくり対策	こころの健康の保持増進を図るため、精神保健に関する正しい知識の普及啓発につとめ、精神疾患の早期発見、早期治療につなげるとともに、市民が健康で生きがいを持った生活ができるよう事業を推進する。	保健予防課	・こころの健康に関する健康教育 実施回数:33回 受講者数:2,213人	【昨年度の評価(成果や課題)】 令和4年度は前年度に比べ、出前講座や講師派遣の依頼が増え、健康教育の実施回数や受講者数が増加した。また、社会全体のつながりの希薄化や、新型コロナウイルスの感染拡大による人との接触機会の減少により、孤独・孤立の問題が顕在化している状況下、若年層・働き世代・関係機関等への相談窓口の周知等を行った。引き続き、精神保健に関する正しい知識や相談窓口等の普及啓発に着手に取り組んでいく必要がある。 【今後の取組方針】 こころの健康づくりを強化するために、市民一人ひとりが自らのストレスに対するセルフケア能力を向上していく必要があり、対象者のニーズに的確に対応できるよう、社会情勢及び地域や対象者の特性を踏まえたテーマや内容を随時検討し、地域職域連携推進協議会等の関係機関と連携し、健康教育を実施していくほか、あらゆる機会をとらえて、精神保健に関する正しい知識や相談窓口等の普及啓発に努めていく。
			継続	78	産後ケア事業等の実施	出産直後の母子への心身ケアや育児のサポートを行うため、産後うつ等の疑いのある母親に対し、宿泊・通所・訪問等による支援を実施する。	子ども支援課	・産後ケア事業 宿泊型利用回数:210泊 通所型利用回数:43回 訪問型利用回数:59回 産後サポート利用回数:299回	【昨年度の評価(成果や課題)】 【①昨年度の評価(成果や課題):受診しやすい環境の整備】 ・産婦の心身のケアや育児サポート、休養の機会を提供する産後ケア事業及び産後サポート事業の更なる充実を図るため、実施機関の拡大などに取り組んできた。 ・その上で、産後ケア事業の効果や課題を検証し、より一層の事業の充実を図る必要がある。 【②今後の取組方針:産後ケア事業の更なる充実】 ・国の制度を活用した産後ケア事業の利用者負担額の減免に加え、市独自に支援回数の上乗せ策(国5回目まで⇒市6・7回目分も対応)を行うことで、利用者の更なる経済的負担の軽減に取り組んでいく。 ・令和5年度より、産後ケア事業(宿泊型・通所型)の実施医療機関が1機関増加し13機関となるなど、今後も利用件数の増加傾向に適切に対応するため、実施機関の更なる拡大に努めていく。 ・引き続き、産婦健康診査の受診率の向上に向けた周知啓発に努めるとともに、産後うつ等の疑いがあるなど支援を要する母子に対しては、サポートプランに基づき、関係機関との連携を緊密にし、産後ケア・産後サポート事業の実施といった切れ目のない支援につなげていく。 ・さらに、心理的・身体的負担の大きい多胎妊産婦及びその家庭のニーズの把握に努めるほか、事業の実績を踏まえた効果や課題を検証することにより、効果的な事業の実施に向けた検討を進めていく。